

資料

平成17年6月13日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会表示部会
部会長 丸井 英二 殿

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会長 丸井 英二

「遺伝子組換えアルファルファ」及び「遺伝子組換えアルファルファを主な原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて

「遺伝子組換えアルファルファ」及び「遺伝子組換えアルファルファを主な原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて、当調査会（農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会との共同開催）において審議した結果、別添改正案のとおり「遺伝子組換えアルファルファ」及び「遺伝子組換えアルファルファを主な原材料とする加工食品」を表示対象品目とするよう進めるのが望ましいとしたので報告する。

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第七 （第二十一条関係）
作物	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	
加工食品	<ol style="list-style-type: none"> 一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの 	
現行		別表第七 （第二十一条関係）
作物	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	
加工食品	<ol style="list-style-type: none"> 一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの 	

	とうもろこし	ばれいしよ
<ul style="list-style-type: none"> 十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

	とうもろこし	ばれいしよ
<ul style="list-style-type: none"> 十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

アルファアルファ	綿実	菜種	
アルファアルファを主な原材料とするもの			六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

綿実	菜種	
		六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

大

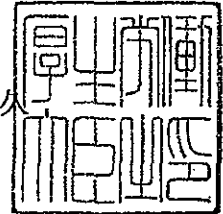
厚生労働省食安第 0318001 号

平成 17 年 3 月 18 日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村 伸 正 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「遺伝子組換えアルファルファ」及び「遺伝子組換えアルファルファを主な
原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて